

ID: 376

担当部署: 上下水道部 水道工務課

処分の概要	改善命令		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市水道事業給水条例 第38条第1項		
例 規 番 号	平成9年条例第1号		
【根拠条文】 (受水槽以下の検査) 第38条 管理者は、必要と認めるときは、受水槽以下の装置を随時検査し、又は改善を命ずることができる。 2 前項の規定により検査する場合において特別の費用を要するときは、実費相当額を徴収することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 6 年 4 月 1 日

ID: 416

担当部署: 上下水道部 水道工務課

処分の概要	給水装置の基準違反に対する措置		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市水道事業給水条例 第39条		
例 規 番 号	平成9年条例第1号		
【根拠条文】 (給水装置の基準違反に対する措置) 第39条 管理者は、給水装置の構造及び材質が第5条に規定する基準に適合していないと認めたときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときはこの限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日

ID: 379

担当部署: 上下水道部 水道工務課

処分の概要	指定の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市指定給水装置工事事業者に関する規程 第8条		
例 規 番 号	平成10年水道事業管理規程第2号		
【根拠条文】 (指定の取消し) 第8条 管理者は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の指定を取消することができる。 (1) 不正の手段により第4条第1項の指定を受けたとき。 (2) 第5条各号に適合しなくなったとき。 (3) 第7条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 (4) 第12条各項の規定に違反したとき。 (5) 第13条に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。 (6) 第16条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。 (7) 第17条の規定による管理者の求めに対し正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。 (8) その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日

ID: 380

担当部署: 上下水道部 水道工務課

処分の概要	指定の停止		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市指定給水装置工事事業者に関する規程 第9条		
例 規 番 号	平成10年水道事業管理規程第2号		
【根拠条文】 (指定の停止) 第9条 前条各号に該当する場合において、指定工事業者に斟酌すべき特段の事情があるときは、管理者は、指定の取消しに替えて、6月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 6 年 4 月 1 日